

月報 司法書士

M O N T H L Y S H I H O - S H O S H I

特集 スポーツと法律

スポーツの平和創造機能～プーチン・ロシアのウクライナ侵略～
弁護士 辻口 信良

運動部活動の法制度的位置づけと地域移行政策
早稲田大学スポーツ科学学術院教授 中澤 篤史

学校運動部活動と事故
弁護士 富田 陽子

学校運動部活動と不祥事
弁護士 加藤 智子

より良いスポーツ界のために
スポーツジャーナリスト 島沢 優子

No.607

9

September
2022

「担保法制の見直しに関する中間試案のとりまとめに向けた検討(4)」(部会資料15)について

日本司法書士会連合会
動産・債権等に関する担保法制検討委員会委員 福永 修、本橋 寛樹

令和4年5月17日(火)13時30分から17時10分頃まで、法制審議会担保法制部会第16回が開催された。加えて、その続行会として、同月31日(火)13時30分から17時まで、同部会第17回が開催された。いずれの回においても、事務局から配布された部会資料15をもとに以下のテーマが検討された。本稿では議論の方向性や主要な事項のみを掲載しているため、詳細については部会資料及び部会議事録を参照いただきたい。

第1. 動産購入資金の融資に係る債権を被担保債権とする担保権と他の担保権との優劣関係

第2. 新たな規定に係る担保権と他の担保物権との優劣関係

第3. 新たな規定に係る担保権が即時取得された場合等の優劣関係

第4. 債権を目的とする担保(債権質又は債権の担保目的譲渡)の優劣関係

第5. 新たな規定に係る担保権の実行方法

第1. 動産購入資金の融資に係る債権を被担保債権とする担保権と他の担保権との優劣関係

とりわけ輸入業者に商品購入資金融資等を行う際にその商品へ譲渡担保権を設定し、占有改定による対抗要件を具備する実務が確立しているところ、登記優先ルール又は担保ファイリングが導入された場合には、先行する集合動産譲渡担保権に劣後する可能性があり輸入ファイナンス実務に大きな影響を及ぼ

すため、一定の範囲で保護する(優先させる)考え方が提案された。これに対しては適用範囲を限定するとしてその切り分け方の問題や、議論の前提として例えば個別商品の輸入事案で既に登記等を具備した集合動産担保がそもそも輸入ファイナンスの個別担保に優先する常況にあるものと整理してよいのか等、さらに検討を要することが確認された。

第2. 新たな規定に係る担保権と他の担保物権との優劣関係

1. 動産質権と新たな規定に係る担保権との優劣関係

動産質権につき設定時(引渡時)を基準とし、新たな規定に係る担保権につき第三者対抗要件具備時又は担保ファイリング時を基準として、優劣はその前後によるものとすることが提案された。この点、非占有型担保たる動産質は現実の占有により公示がされていることから重ねて担保ファイリング等を要求することはできないとの意見や、その反対に、仮に担保ファイリングが導入されるとして、もしも実体法上の物権変動を前提としないで優先権確保の機能を担いうる公示として創設するならば理論的には占有型担保についても優先順位の確保として機能しうるとする意見があった。

2. 先取特権と新たな規定に係る担保権との優劣関係

先取特権と新たな規定に係る担保権は競合するものとして、その優劣については新たな規定に係る担保権を民法第330条(動産の先取特権の順位)に規定する第1順位の先取特

権と同一の効力を有するものと取り扱うことが提案された。この点、約定担保権であることを強調して動産質権に近づける方向で考えるとしても、占有型と非占有型との相違があつてそこから生じる問題も異なることから果たして単純に動産質と同じでよいといえるのかどうか、さらに検討を要することが確認された。また、新たな規定に係る担保権について民法第330条2項を適用しない方向で検討することも確認された。

3. 一般先取特権と新たな規定に係る担保権との優劣関係

主として労働債権保護の観点から議論がされた。労働債権を保護すべきとの一般論に異論がないことを前提に、その保護規定をどこ（実体法、倒産法）に置くのか、あるいはその保護すべき理由を踏まえた保護の在り方があるのではないか等、その具体的方策について引き続き検討することが確認された。

第3. 新たな規定に係る担保権が即時取得された場合等の優劣関係

即時取得は原始取得であることを前提としつつも権利の取得可否を規律するにとどめ、取得された権利の優劣は対抗要件で決することとする旨の提案について議論された。提案意図は複雑な事案において権利関係を画することの限界を解消しようとする試みである。これに対して、本来、即時取得は対抗要件が具備されているときにそれを覆すものであり、歴史的な制度であること等を踏まえて反対意見が趨勢を占めた。なお、提案意図の背景やその解決方法等、今後の検討に委ねられた。

第4. 債権を目的とする担保（債権質又は債権の担保目的譲渡）の優劣関係

1. 原則

債権を目的とする担保権が競合する場合にその優劣基準のための担保ファイリング制度の導入是非が議論された。第三債務者にとって、担保ファイリングの内容如何による影響を一切受けないことがここでの提案の前提で

あつたものの、その反面、担保権者にとって第三債務者との関係でファイリングの意味合いが弱くなること等を理由に消極意見が多かつた。

2. 通知・承諾と登記との優劣関係

債権担保を念頭にその対抗要件について通知承諾よりも登記を優先するルールの導入是非が議論された。この点、真正譲渡か担保取引かの判断を第三債務者に負わせることになりかねず消極意見が趨勢であつた。これに対して少数意見であるが、真正譲渡についても登記優先ルールとすればその消極理由は解消され、さらに公示性を高めることができ望ましいとする指摘があつた。

第5. 新たな規定に係る担保権の実行方法

1. 新たな規定に係る担保権の各種の実行方法

担保権の実行の手段として、私的実行に限定すると、私的実行後に長期にわたり争われることがあるため、競売による実行方法も残しておくべきとの意見があり、その点につき特段異論はなかつた。

2. 帰属清算方式による新たな規定に係る担保権の実行手続等

担保権者側からみると、担保権の実行のため、早期に担保目的物を占有する必要がある一方で、設定者側からみると、事業継続の可能性の観点から担保目的物について受戻権行使の機会をできる限り長く確保すべきという意見が多くあがつた。担保権者と設定者間の利害の調整弁としては、清算金確保のための供託制度の創設についても提言があつた。全体的には、清算金の支払いがある場合、同時履行関係にするのか、供託にするのかという点では、一定額を支払えば、暫定的に引渡しをすることを認める意見が多数であつた。

3. 処分清算方式による新たな規定に係る担保権の実行手続等

処分清算では、帰属清算との違いで、第三者が登場するという点に着目のうえ議論がさ

れた。第三者への処分後であっても受戻権の行使が可能であるという意見もあった一方で、既存の不動産担保権に関する規定との整合性から、消極との意見も見受けられた。

4. 新たな規定に係る担保権の私的実行における担保権者の処分権限

私的実行に際して、通知後法定の猶予期間を設けるか、その有無について論点となった。担保権者側からみると、私的実行の局面に至る前に設定者は担保権者と誠実に交渉すべきであり、法定の猶予期間を設けるべきではないという意見が出た一方で、設定者側からみると、実行手続は通知を起算として明瞭に進めるのが妥当であり、法定の猶予期間を設けるべきとの意見があがった。なかには、一律に法定の猶予期間を規律するのではなく、生鮮物等の一部の動産については保全処分とし、金銭等に換価のうえ担保権の効力を及ぼすことも考えられるという意見も出た。法定の猶予期間を原則として設けるべきか否かについて、引き続き検討することが確認された。